

【添付資料①】

2009年10月5日 練馬区議会決算特別委員会

◆池尻成二委員 練馬の清掃工場は、もっと広い工場もいっぱいあるのですけれども、そうはいっても1万5,000平米ほどの面積があります。この敷地に降った雨というのは、一部は地下に浸透するわけですが、残りは公共下水道に排出されます。この下水に排出される雨水から、今年1月の調査で、6.8ピコグラムのダイオキシンが検出されていたということを知りました。清掃工場から排出される水については、雨水も含めてダイオキシン類対策特別措置法で、10ピコグラムという排出基準が定められています。今回検出された6.8ピコグラムは、この排出基準に照らせばそれを下回っており、その限りでは法律違反になっていないということのようです。一方で、ダイオキシンについては、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準ということで、同じく法律で1ピコグラムという環境基準が設定されています。これは河川や地下水などの公共水域に適用されるもので、工場から排出される水を直接規制するものではないわけですが、この環境基準と比べると、今回練馬の工場の雨水から出たダイオキシンは、約7倍ということになります。

まず最初に確認をお願いしたいのですけれども、この問題となった雨水は、これはそのまま下水道に排水されたものなのか、それとも、後に一たん処理施設を通過して排出されたものなのか。この点の確認からお願いします。

◎環境保全課長 ただいまの件ですが、初期雨水につきましては、汚水処理施設を通り、初期雨水以降の雨水につきましては、直接下水道の方に放流されたものでございます。

◆池尻成二委員 今のご答弁は若干不正確かなと思わないでもないですが、基本的には処理施設を通らないで放出された排水の数字だと、私は清掃工場から聞いております。

実は、処理施設を通過して排出される雨水というのも結構ありまして、これは一組のホームページでも公表されているのですが、数字を見ると、直近の数字で0.018ピコグラムと。これは環境基準すら大幅に下回っておりますし、今回の6.8ピコグラムという数字に比べると、およそ400分の1近いと。これくらい低ければ何ら心配ないのかなとも思うのですが、現実には、この処理施設を通らないで、環境基準の7倍という通常の自然環境では考えられないダイオキシンに汚染された雨水が、そのまま処理されることもなく下水に排出されていて、場合によっては、一部は地下浸透を通して、地下水や井戸水とつながっていたかもしれない。これは法律違反ということはないのですけれども、しかし、それだけで済ませられるようなことだろうかということも、一方では思います。練馬の水環境の保全に責任を負う立場から、今回のこの調査結果について、どういう認識をお持ちなのか、基本的なところをお聞かせいただけますか。

◎環境保全課長 今回の雨水の測定につきまして、自主測定結果でございます。そして、1リットル当たり10ピコグラム以下でありますけれども、排出基準を下回っているということでございまして、事業者としての責務としては問題はないのかなと思います。ただし、それ自体が新聞報道されたことによって、区民の方に若干の不安を与えた面があるかということをお聞きしますと、環境部門といたしましては、周辺区民の安全安心の見地からも、雨水の定期検査を今後とも実施を求めて、その結果を区民に説明していただきたいということを現在求めているところ

でございます。

◆池尻成二委員 すみません。随分踏み込んだところまでお答えいただいたのですが、よくわからなかったけれども、新聞報道があつて不安を与えているのではというのがご説明でした。その数字として、10 ピコグラムを下回るものではあるけれども、環境基準に比べればかなり高いと。通常の処理施設から出る排水から比べても、非常に高いという事実については、やはり改善していただきたい、あるいは配慮していただきたいと、私は思うわけです。

実は、問題なのは、この数値そのものもですけれども、なぜ一体、この雨水がダイオキシンの汚染されたのだろうかということも、非常に大きな疑問でもあるわけです。所管課を通して、一組からダイオキシンの値が出た根拠について見解をいただきました。これを拝見しまして、なかなか納得できないところも多いのですが、実はこの中で、一組がこういうことを書いております。

「今回のダイオキシンの濃度が高くなった原因の一つとして、焼却灰の積み出しや搬出の過程で、灰が道路に持ち出される」。つまりは、ありていに言うと、こぼれる、あるいは飛散した可能性があるということをおっしゃっているわけです。これはダイオキシンを高濃度に含む焼却灰が、必ずしも適切かつ厳密に管理されていなかった可能性があるという点では、非常に重要な問題ではないかと思っております。この点でも、改めて一組に対してダイオキシンの調査、雨水も含む排出水の調査、それらの現況の調査、それから、これから建替事業も始まりますけれども、工事期間中、工事後含めて、ぜひしっかりと調査をやっていただきたい。そして説明していただきたいと思えます。

改めて確認したいのですけれども、実は区長さんが、アセスメントの初期段階で地下水の調査をしっかりとやれということを強くおっしゃった。にもかかわらず、一組は灰の処理は適切にやっておりますということで、この要請を拒否された。今回、改めてこういう調査結果が出た中で、所管部、あるいは区としても、重ねて適切な調査と、それから調査結果を踏まえた対処を求めているかと思えますけれども、この点のご見解をもう一度お聞かせください。

◎環境清掃部長 この間の経過につきましては、先ほど課長の方からお話ししたとおりでございますけれども、先ほどの委員の説明の中で、水質の環境基準について1 ピコグラムというお話がございました。確かにそのとおりでございます。ただ、これは国の基準等を読みますと、飲料水経由の直接摂取の長期的な影響の観点から数値を算定し、つまりその水を飲んだ場合ですら、環境基準として1 ピコグラムだと。逆に、通常の耐容の1日の摂取量、これは体重1 キログラム当たり4 ピコグラムまで許容されています。つまり、50 キログラムの方であれば1日 20 ピコグラム、これも許容されていると。こういう前提の中で、さらに排出基準については、先ほど課長の方から答弁しましたように10 ピコグラムと、こういう状況でございまして、この辺がすべて、新聞報道もそうですけれども、混同されたような形で報道され、区民の方に不安を与えた。このことについては、非常に私どもも遺憾に思っているところでございます。

そうした経過を含めて、一組の情報公開が非常に不十分だったということにつきましては、きちんと申し入れさせていただきたい。かつ雨水のこのダイオキシン類にかかわらず、一般的に政令市等で行っている通常のさまざまな基準の検査等については、これはきちんと一般論として行うべきだろうということは、もう既に部長会、課長会を通じて申し入れてございます。いずれにしても、練馬清掃工場の建替えは、私どもにとって必要な新整備でございまして、きちんと住民に説明し十分な対応を図っていくという姿勢に変わりはありません。

平成23年 9月26日 決算特別委員会 - 09月26日 - 04号

◆池尻成二委員 幸いなことに、練馬区産農産物については、一部数値が出ているものもあったようですが、未検出という結果がほとんどでした。ですが、先日、春日町の保育園で砂場からセシウムが検出されて、区の対応基準値を超えたということもありましたし、あるいは光が丘の清掃工場では、これは剪定枝が原因だろうということで、焼却灰から高濃度の放射性物質が出るということもありました。今後も含めて、農産物あるいは水に含まれる放射性物質の管理、チェックというのは、非常に注意深く進めるべきことだろうと思います。

その際、大きな課題になるのは、先ほども答弁でもありましたが、いわゆる暫定規制値のお話だと思います。この暫定規制値の算出根拠について資料をいただきました。それによりますと、この暫定規制値というのは、放射性ヨウ素で年間2ミリシーベルト、放射性セシウムで年間で5ミリシーベルト、これは二つの核種のみで、あわせて年間で7ミリシーベルトというのが基準値として、それから割り返して規制値を導いているのだというご説明です。ところが、練馬区自身は先日晒しました対応基準値は、年間で1ミリシーベルトというのを基準として採用しているというご説明です。しかもこの対応基準値の1ミリシーベルトというのは、内部被ばくも含めて、内部、外部あわせての基準であると。ところが、食品の場合に限っては、暫定規制値はもちろん内部被ばくのみで7ミリシーベルト。この違いはどう考えればいいのでしょうか。

◎生活衛生課長 まず暫定規制値についてでございます。これは事故発生を受けまして当分の間、食品衛生にかかわる暫定規制値ということで、国の原子力安全委員会が、国際機関の勧告に基づいて、食品の摂取量等を考慮して定めた暫定的な規制値でございます。現時点では、区としてこれが入手し得るさまざまな情報データ、また科学的、学術的な知見を総合的に考慮して定められたものと認識しているところでございます。

一方で、今、委員からご指摘もございました、比較的低線量の放射線による長期的な内部被ばくにつきましては、まだ定かな知見が得られていないことも少なくないということで、私ども区としても、国や研究機関における今後の研究、また検討結果に留意する必要があると認識しております。区として引き続き最新の情報の入手に努めるとともに、関係する情報をわかりやすく区民の皆さんに提供して、啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◆池尻成二委員 お聞きしたかったのはそういうことではなくて、区として、例えば保育園の砂場をどうするということには、年間で1ミリシーベルトということを基準に、施策事業を展開なさっている。ところが、食品・農産物の管理については、年間7ミリシーベルトを基準とした暫定規制値でよしとされている。これは同じ区の対応としては、矛盾があるのではないのでしょうか。ある一定の整理をしなければいけないのではないのでしょうかというお尋ねなのですが、これについては、今のご答弁だと、特に矛盾を感じていらっしゃらないのかなと思いますけれども、おかしいです。一方は7、一方は1、しかも1は内部外部あわせて1だと。一体どちらで練馬区は施策を展開されるのか、これはきちっと柱を立ててお答えいただきたいのですけれども、どうお考えなのでしょうか。

◎健康部長 対応基準値につきましては、おっしゃるとおり内部被ばく、外部被ばくあわせて1ということにはなっておりますが、暫定規制値ということで、食品についてまだはっきりした見解が示されておられません。それからまた内部被ばくにつきましては、はっきりしたことがわから

ないということも事実ですし、現在の放射線の状況からすると非常に微量であると認識しておりますために、対応基準値としては1を用いて計算いたしました。

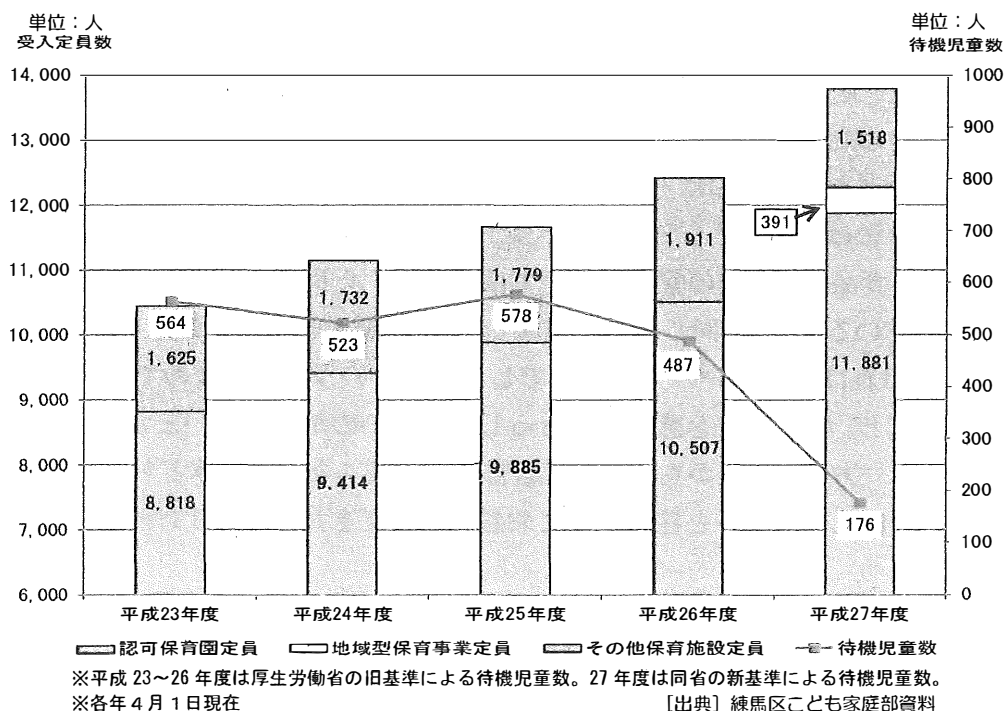
◆池尻成二委員 よくわかりません。微量である等々について別に評価を争うつもりはないのですが、私が伺いたかったのは、対応基準値では1ミリシーベルトということを年間の目標に置いて砂の入れかえまでなされているのに、食品の安全管理については、なぜ内部被ばくのみで7ミリシーベルトを基準値として採用なさるのかという、この区としての考え方の不整合、一貫性がないのではないですかということを繰り返しお尋ねしているわけです。

残念ながら明確な答えがいただけないようなので、お願いも含めて申し上げますけれども、先ほど来、答弁にありましたけれども、暫定規制値というのはあくまで緊急時の規制基準であったわけです。既に事故から半年たちました。今後、長期にわたるリスク管理を考える際には、暫定規制値ではなくて、年間1ミリシーベルトを基準として、内部・外部被ばくをトータルで管理する考え方を、区として徹底していただきたいと思っております。これは要望として申し上げますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

【添付資料⑤】

4年間で約3,300人分の保育定員を拡大し、待機児童数は減少しています。

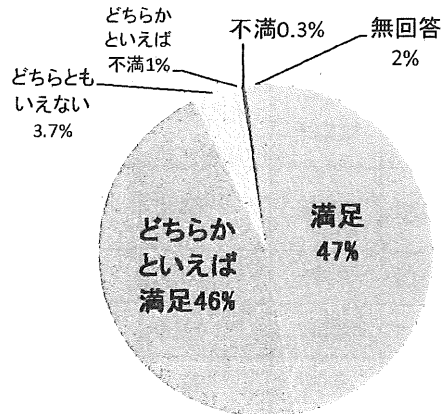
図表4 保育園等の定員と待機児童数の推移



【添付資料⑤】

民間事業者による区立保育園の運営について約9割の保護者が満足しています。

図表 6 委託保育園の満足度（保護者へのアンケート結果）



○「満足」と「どちらかといえば満足」の合計は93%で、高い評価を得ています。

〔出典〕平成24・25年度に委託した5園で委託2年目に実施したアンケートの集計結果をもとに作成

【添付資料⑥】

図表 29 要介護認定状況（平成27年3月末）

	要介護 認定率	要介護 認定者数
高齢者全体	19.4%	29,500人
うち、ひとり暮らし	31.2%	14,500人
うち、複数世帯	14.2%	2,200人
前期高齢者全体	5.0%	3,800人
うち、ひとり暮らし	9.2%	1,700人
うち、複数世帯	3.7%	2,200人
後期高齢者全体	33.8%	25,700人
うち、ひとり暮らし	45.4%	12,800人
うち、複数世帯	27.0%	12,900人

〔出典〕練馬区福祉部資料

平成 28 年 8 月 25 日
健康部保健予防課

B 型肝炎ワクチンの定期予防接種化について

平成 28 年 10 月 1 日より、B 型肝炎ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種に位置付けられ、区においても定期予防接種としての実施を開始するので、下記のとおり報告する。

記

1 定期予防接種の内容

- (1) 対象者 平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた者(平成 28 年度:年間約 6,200 人)
- (2) 開始日 平成 28 年 10 月 1 日
- (3) 対象年齢 0 歳の乳児
- (4) 接種回数 3 回(標準的には生後 2 か月、3 か月、7～8 か月での実施)
- (5) 接種費用 無料
- (6) 実施医療機関 23 区、武蔵野市および西東京市の予防接種協力医療機関

2 周知方法

- (1) 区報(平成 28 年 10 月 1 日号)および練馬区ホームページに掲載
- (2) 個別通知(平成 28 年 9 月下旬以降、順次送付)
- (3) 乳児健診での案内

予防接種法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1 制度の概要

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき、発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病については、定期の予防接種が行われている。

定期の予防接種のうち、A 類疾病については市町村長による接種の勧奨が行われるとともに、被接種者及びその保護者に対し接種の努力義務が課されている。また、定期の予防接種により健康被害が生じた場合には、法に基づき、国によって迅速な救済が図られることとなっている。

2 改正の趣旨及び概要

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論や予防接種法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 8 号）の衆・参両委員会における附帯決議等を踏まえ、他の先進国と比して、公的に接種するワクチンの種類が少ない状態（ワクチン・ギャップ）の更なる解消のため、B 型肝炎について、定期の予防接種の対象疾病とするとともに、当該予防接種の対象者を定めることとする。

対象者は、1 歳に至るまでの間にある者（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた者に限る。）とする。

その他、所要の規定を改正するもの。

3 根拠法令の条項

法第 2 条第 2 項第 12 号及び第 5 条第 1 項

4 公布日

平成 28 年 5 月下旬（予定）

5 施行期日

平成 28 年 10 月 1 日

表 2-1 石神井川の主な水害（被害棟数 100 棟以上）

年月日	洪水 要因	浸水 面積 (ha)	浸水棟数（棟）			降雨記録		
			床下	床上	合計	雨量 観測所	時間 最大雨量 (mm/hr)	日雨量又 は総雨量 (mm)
S33.9.26※	台風 22 号 (狩野川台風)	21,103	不明	不明	464,030	東京	76.0	371.9
S41.6.28	台風 4 号	309	不明	不明	8,213	中野	30.0	175.5
S49.7.20	集中豪雨	48	1,449	84	1,533	練馬	31.0	91.0
S49.8.1	集中豪雨	3	500	56	556	豊島	35.0	75.5
S49.9.9	台風 18 号	42	863	51	914	練馬	22.5	71.5
S50.10.5	台風 13 号	15	886	72	954	石神井	32.0	82.5
S51.9.9	台風 17 号	111	1,800	1,398	3,198	田無	65.0	220.0
S52.8.17	集中豪雨	31	728	94	822	赤塚	31.5	161.0
S53.4.6	集中豪雨	20	127	522	649	石神井	27.0	68.0
S57.9.12	台風 18 号	19	658	516	1,174	石神井	58.0	177.0
S62.7.31	集中豪雨	21	707	222	929	豊島	60.0	60.0
H元.8.1	大雨（雷雨）	7	454	179	633	練馬	58.0	175.0
H11.7.21	集中豪雨	1	64	151	215	練馬	131.0	151.0
H11.8.29	集中豪雨	4	146	143	289	板橋	68.0	128.0
H12.9.11 -9.12	集中豪雨	2	90	40	130	練馬	75.0	91.0
H17.9.4	集中豪雨	16	457	464	921	石神井	109.0	242.0
H22.7.5	集中豪雨	30	299	361	660	板橋区	114.0	137.0
H23.8.26	集中豪雨	1	35	97	132	練馬	75.0	94.0

※狩野川台風の浸水面積・浸水棟数は都全体